

自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針

- 自然災害発生時（震度5弱の地震が発生した場合など）に各機関で取りまとめられた被害情報については、文部科学省からの依頼の有無に関わらず、すみやかに文部科学省へ報告をお願いします。
- 特に、死亡者・土砂崩れ、洪水、津波などによる行方不明者の発生（学校管理下外の被害についても自然災害発災後のフェーズに応じて文部科学省へ情報共有をお願いします。）、施設の倒壊などの重大な被害が発生した際は、把握後すみやかに文部科学省へ情報提供をお願いします。なお通常、学校関係の被害情報については、各都道府県教育委員会で域内の市町村教育委員会からの情報を取りまとめて文部科学省へ情報提供していただいておりますが、重大な被害が発生した市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会へ被害を報告する際に文部科学省にも同報をお願いします。

（発災直後）

- ・ 発災後すみやかに、被害の規模感を把握するため、以下の観点を中心に、情報収集を開始してください。把握した情報についてはすみやかに文部科学省の担当部署とともに文部科学省施設防災担当にも報告をお願いします。
- 【人的被害】 死者（重体にある者も含む）、行方不明者などの発生の有無（学校管理下外の被害についても、各教育委員会での情報収集の過程で知り得た情報（学校による確認が済んでいない情報も含む）については情報共有をお願いします。）
- 【物的被害】 建物の倒壊等の発生の有無
- 【休校・休業状況】 休校等となっているエリアの把握（情報把握の例：北海道全域で学校が休校、大阪府〇〇市、〇〇市で学校が休校 ※発災初期においては、必ずしも校数の把握は求めません。）

（発災後～数日）

- ・ 応急対策（学校施設の安全確認等）の実施に向けて、以下の観点を中心に情報収集を実施してください。
- 【人的被害】 軽傷者も含めた死傷者数の把握（学校等での児童生徒等の安否確認の進捗に応じて、学校管理下外での死亡者、行方不明者の情報についても把握してください。）
- 【物的被害】 軽微なものも含めた施設被害の把握
- 【休校・休業状況】 休校状況と長期休校の見通しの把握
- 【避難所としての利用】 避難所となっている学校等の把握

(発災後 1 週間～)

- ・ 教育環境の復旧に向けて、以下の観点を中心に情報収集を実施してください。

【人的被害】 死傷者数の把握

【物的被害】 被害の概算額の把握（仮設校舎の建設等の有無の把握含む）

【休校・休業状況】 学校再開状況（再開予定も含む）の把握

【避難所としての利用】 避難所としての利用状況（学校再開への支障の有無含む）の把握